令和８年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会　議事録

１　挨拶

【宮崎生活衛生課長】

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会の事務局を務めております、神奈川県の生活衛生課長の宮崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様には、日頃から県政の推進に御理解と御協力をいただき、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

公衆浴場、いわゆる銭湯につきましては、県民の皆様に入浴の機会を提供し、地域の公衆衛生の向上に寄与するとともに、家族や住民の方たちの触れ合いの場として大変重要な役割を担っていただいております。

本県では今年の３月に入浴料金を引き上げたところでございますが、その後も燃料費や人件費など必要な経費は上昇しておりまして、現状の入浴料金では経営を維持することは厳しい状況であると伺っております。

一方で、そうした状況の中であっても、銭湯を活用した災害時の被災者支援に関する協定の締結に向けまして、県と調整を進めてくださるなど、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合におかれましては地域社会における重要な役割を精力的に担っていただいているところでございます。

本日は、県内の直近の実態調査の結果などを説明させていただきまして、入浴料金等について御協議いただきたいと考えております。どうぞ忌憚のない御協議をお願いしたいと思います。ここからは着座にて進行させていただきます。

２　委員紹介

【宮崎生活衛生課長】

今年度就任いただきました委員の方が２名いらっしゃいますので、僭越ではございますが、私から委員の皆様を御紹介させていただきます。

神奈川県議会議員のます 晴太郎委員でございます。

川崎市健康福祉局保健所副所長の芦川 了一委員でございます。

委員の皆様の任期は令和９年５月 31 日までとなります。どうぞよろしくお願いいたします。

また、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長でいらっしゃる安田委員におかれましては、都合により欠席の御連絡をいただいております。代理人として、神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会設置要綱第５条の規定に基づきまして委任されました、同組合の副理事長でいらっしゃる唐澤 三雄委員が出席されています。

御紹介は以上でございます。

３　趣旨説明

【宮崎生活衛生課長】

続きまして、本協議会の趣旨につきまして説明をさせていただきます。

公衆浴場の入浴料金は、昭和 21 年に施行されました物価統制令に基づき、知事がその上限を決めることとされておりますが、その決定にあたっては、適正を期す趣旨から、昭和 38 年の厚生省環境法衛生局長通知により、学識経験者、利用者代表、営業者代表の方々で構成する協議会を設置して、あらかじめ十分に意見を聞くこととされています。

本協議会は、このような趣旨により、委員の皆様の御意見をお聞きする場として開催させていただくものでございます。

本日取りまとめられました意見を受けまして、後日、知事が料金を改定する決定をした場合は、最高統制額を指定いたしまして、告示を行うこととなります。

次に、協議会の開催にあたり、本日の出欠状況を御報告いたします。

本日は、委員 15 名全員のご出席をいただいておりますので、設置要項第６条の規定に基づきまして、本協議会は有効に成立しております。

なお、昨年度、委員の互選により、当協議会の会長は張委員が、副会長は田中委員が選出されております。

では、ここからの進行につきましては、張会長にお願いいたします。

４　会議の公開について

【張会長】

会長を務めさせていただきます張です。よろしくお願いいたします。

委員の皆様におかれましては、公私共にお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

はじめに、本日は傍聴人がいらっしゃるようですので、会議の公開についてお諮りいたします。当協議会は、従来どおり会議を公開としてよろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【張会長】

ありがとうございます。それでは、傍聴人を入室させてください。

傍聴される方に申し上げます。会議の円滑な運営を図るために、必要に応じて指示をする場合がございますので、御協力をお願いします。

次に、本日の協議会の会議録の公開方法についてお諮りしたいのですが、事務局より御説明願います。

【事務局（環境衛生ＧＬ）】
神奈川県生活衛生課の吉田と申します。着座にて説明させていただきます。
本県の基本的な考え方として、会議録は発言者や発言内容を省略せずに公開することとなっておりますので、本日の会議録については、発言者名及び発言内容を省略せずに県のホームページで公開したいと考えております。
なお、発言内容につきましては、ホームページに掲載するにあたり、内容は変更せず、文末等の表現などについて一部修正を行うことがありますので御了承ください。

【張会長】
ただいま事務局より説明がありましたが、本日の会議について、発言者や発言内容を省略せずに、会議録を県のホームページにて公開することとしてよろしいでしょうか。

【委員一同】
異議なし。

【張会長】
ありがとうございます。それでは、そのように御対応願います。
これより令和８年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を開会いたします。限られた時間ですので、議事進行に御協力をお願いします。

５　議題（１）入浴料金の統制額について
【張会長】
それでは、議題（１）の神奈川県公衆浴場入浴料金の統制額について御協議をいただきたいと思います。
まず、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合から本協議会の開催要望書が提出されておりますので、事務局からそのポイントを説明してください。

【事務局】
神奈川県生活衛生課の川原と申します。本日はよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。
ただいま、張会長からお話がありました開催要望書の要点について、御説明させていただきます。
皆様に事前にお配りしているこちらの資料の１ページ目を御覧ください。
この要望書では、「光熱費、燃料費、物価、人件費、設備の維持修繕費など、営業を維持するために必要な経費が上昇し、経営を圧迫しており、事業者の努力だけでは吸収できない負担となっている。経営実態に即した適正な入浴料金の設定が必要不可欠であり、地域に必要な公衆浴場を将来にわたって維持存続させるために必要な措置であるため、入浴料金の改定

について御審議賜りたい」とのことであります。以上です。

【張会長】
開催要望に関しましては、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の方から、補足で説明しておくことがありましたらお願いします。

【森田委員】
神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合の副理事長の森田でございます。着座にて失礼いたします。
改定についてでございます。公衆浴場は一般の商業施設とは異なり、入浴料金は公定料金として定められているため、経費の上昇を事業者が自由に料金へ反映することができないことが、まず１点です。
２点目が、経費高騰が続く中で、支援が一時的なものではなくて、営業継続を下支えする制度として、安定的に実施されることが必要です。令和８年は１、２、３月分しかいただけませんでした。できれば 12 月中に、12 カ月分いただけると、安定すると思います。
３点目として、地域コミュニティを支える公衆浴場への継続的な支援といたしまして、災害時対応、健康づくり、地域交流など県の各部局が連携した支援を継続すること。学校・地域・公衆浴場が連携した取り組みについて、県として支援・周知を図ること。親子ふれあいの入浴のポスターがあるのですが、これを我々公衆浴場の方から学校に持っていくと断られてしまうので、県の方からぜひと話をしていただいて、受け取っていただきたいと思っております。
以上のとおり、公衆浴場を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、衛生的で安全な入浴サービスを維持することが困難なので、地域公衆浴場を維持し、県民の入浴環境を守るために、次のような料金を許可していただくよう強く要望いたします。
大人料金については 600 円に改定、中人料金につきましては 250 円を維持、小人料金については 150 円ということで、将来の利用者の機会を確保すること。
１番は、予算の問題なのですが、設備整備の予算 3,459 万 8,000 円に対して、組合からの申請額が 4,023 万 9,000 円で、補助割合が 85.9％です。何卒、100％の補助を受けることができるように、設備整備の金額を上げていただきたい。事業者の莫大な自己負担を軽減することが何よりの願いとなります。
公衆浴場は地域コミュニティを支え、災害時には被災者支援に活用できる重要な生活衛生施設です。これらの機能を将来にわたって維持するためにも、入浴料金と、行政による継続的かつ実用性のある支援の両方が必要ですので、各種制度の維持を強くお願い申し上げます。以上でございます。

【張会長】
続きまして、事務局から本日の資料について補足がありましたら説明をお願いします。

【事務局】
今、組合の森田様からもお話いただきましたとおり、本日の資料に、組合様から事前にいただきましたこちらの「県への要望書」、また、公衆浴場を活用した地域支援事業に関する現況報告書を併せていただいております。
昨年度は協議会での冒頭での配布が間に合わなかったことから、今年は事前に協議会資料と併せて送付させていただきました。
こちらの要望の内容も併せて、本日は御協議いただければと思います。内容については、森田様に補足で御説明いただいたとおりになります。以上です。

【張会長】
「県への要望」に関しまして、神奈川県公衆浴場組合の方からさらに補足で説明しておくことがありましたらお願いします。

【森田委員】
大丈夫です。

【張会長】
ありがとうございます。引き続き、事務局から資料に基づきまして、統制額に関する説明をお願いします。

【事務局】
資料の３ページを開いていただきまして、こちらについて説明させていただきます。
３ページは、公衆浴場経営実態調査、及び入浴料金、原価計算書になります。
「（１）の公衆浴場経営実態調査」の概要でございますが、昭和 38 年の厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しているものです。今年も６月に、中小企業診断士に委託をしまして、県下 21 の公衆浴場について実態調査を行いました。
その調査結果に基づき、「（２）の入浴料金原価計算書」の「令和７年実績」欄に、１施設におけるひと月あたりの平均額を記載しております。
「令和７年実績」の最下欄に過不足額を記載しておりますが、これは厚生労働省から示されている公共料金の算出方法でもあります「総括原価方式」によって算出しており、収入合計が 202 万 9,363 円、支出合計が 210 万 2,394 円でしたので、月額の平均７万 3,031 円の不足、つまり赤字となっております。
続きまして、右隣の「令和８年の推計」を御覧ください。こちらは、令和７年の実績を基礎に、いくつかの変動要素を加味して推計したものでございます。
まず、令和８年の収入の推計から御説明します。昨年度の協議会で、１の入浴料金収入の現年度の推計の値を、前年度の実績値と同じ値を置いていたことについて御指摘を受けたこ

とから、算出方法を見直しました。
資料の９ページを御覧ください。
９ページの「（３）令和８年度入浴料金収入（推計）／月」を御覧ください。
令和８年度及び令和７年度の公衆浴場の経営実態調査で行った入浴者数の調査から、大人・中人・小人それぞれの構成比が、令和７年度は大人が 96.2%、中人が 2.6%、小人が 1.3%、令和８年度は大人が 96.9%、中人が 2.0%、小人が 1.1%ということがわかっています。
これらの構成比と大人・中人・小人それぞれの料金をかけ合わせ合算し、利用者１人あたりの推計料金収入を算出しました。令和７年度は 536.1 円、令和８年度は 558.7 円になります。
この推計料金収入から、令和８年度は令和７年度対比で 104.2%ということがわかります。これを令和７年度の入浴料金収入ひと月あたりの実績値に掛け合わせ、令和８年度入浴料金収入のひと月当たりの推計 136 万 6,062 円を算出しました。
また、３ページにお戻りください。
１の令和８年度の入浴料金収入は、今説明のとおりの推計値を入れております。値上げの影響額としては、５万 5,259 円です。
続きまして、２の付帯事業収入では、牛乳などの飲み物やシャンプーなどの関連物品の販売収入、３の営業外収入は、家賃や駐車場収入、コインランドリー、マッサージ機の使用料となります。
付帯事業収入、営業外収入のいずれも、令和８年度の推計は令和７年度の実績額と同額としました。
４の補助金につきましては、県と市を合わせた今年度の補助金の予算額を、前年度の予算額と比較して得た割合である 98.6%を適用し、令和８年の推計額としました。
以上のことから、令和８年の収入合計額を月額平均 208 万 1,701 円と推計しました。
次に、令和８年の経費の推計について御説明します。
５の人件費の推計ですが、令和８年度政府経済見通しの主要経済指標から、「雇用者報酬」の増減率である 3.7%増を適用し、令和８年の推計額としました。
次に、７の燃料費ですが、指標として原油及び天然ガスの値動きを参考としています。
次の５ページを御覧ください。
５ページの表は、財務省貿易統計の原油、粗油、及び石油製品の CIF 値の推計になります。
５ページの下の表にありますように、実態調査の結果、県内の公衆浴場のひと月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は 76.6%となっております。
令和８年の燃料費の推定係数を求めるにあたっては、先ほど御説明した原油と天然ガスのそれぞれの価格指標と、燃料に占める天然ガス費用の割合を用い、その結果、令和８年の推定燃料費は、昨年価格の 126.2%と算出しました。
なお、昨年度までは６月という特定のひと月で比較を行っておりましたが、比較対象を特定のひと月とすることで、月ごとの数値の上がり下がりの影響を受けやすいため、今年度については、ホルムズ海峡の封鎖の影響を受けたと考えられる令和８年４月から７ヶ月と、そ

の前の１年間の令和７年４月から令和８年３月を比較範囲としています。

また、３ページにお戻りください。

８の光熱費、９の備品消耗品費、14 の修繕費、21 の雑費ですが、令和８年政府経済見通しの「消費者物価指数・変化率」の予測値 1.9％を適用し、令和８年の推計額としました。

10 の旅費交通費、11 の会費及び交際費、12 の保険料、13 の賃借料、15 の厚生費から、20 の特別損失まで、それと資本報酬については、令和７年の実績額と同額を計上しています。

なお、資本報酬とは、国の通知により、自己資本の 10％、個人経営にあたっては 10 万円を一律に計上することとされています。

これら推計に基づき、令和８年月額平均の収入合計から支出合計を差し引いたところ、11 万 1,674 円の赤字となる計算になります。

続きまして、７ページをお開きください。

こちらは参考２「公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実態」の資料です。

こちらは、燃料にガスを使っている組合員の中から、調査に御協力をいただける公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果となります。これまで調査に御協力いただいていた３軒の浴場のうち、１軒が令和６年に廃業となりましたが、新規に１軒御協力いただくことになりました。

続きまして、９ページ目を御覧ください。

こちらは、公衆浴場入浴料金の算出方法でございます。

（１）の令和８年推計不足額は、先ほど説明しましたとおり、11 万 1,674 円でございます。

（２）は、（１）の推計不足額を解消するため、１営業日当たりの入浴料金の必要額を算出したものとなります。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですので、週１日休業すると仮定し、月 26 日営業で算定したところ、１営業日あたり 4,295 円の収入額の増加が必要であるということになります。

（３）は、先ほど御説明したとおり、ひと月当たりの令和８年度の入浴料金収入の推移額となります。

（４）は、実態調査に基づく、１施設における１営業日における入浴者数の推計です。

令和８年度の入浴料金収入の推計額 136 万 6,062 円を、（３）で算出した利用者１人当たりの平均利用料 558.7 円の推計額で割り、ひと月の利用者数の推計を 2,445 人としました。

そのひと月の利用者数をそれぞれの利用者割合と掛け合わせ、１日当たりの入浴者数を大人が 91.1 人、中人が 1.9 人、小人が 1.0 人と推計しました。

続きまして、11 ページを御覧ください。

こちらは入浴料金改定額の試算表です。

試算表について簡単に御説明します。左側から「現行料金」、「改定案①」、「改定案②」、「組合要望」、参考として「収支均衡させるための改定」を記載し、それぞれの１営業日ごとの入浴料金収入の合計額、料金改定による収支改善額、１日当たりの収入過不足額、及び値上げ率、またその際に予想される効果と問題点をそれぞれに記載しています。

なお、入浴者数は、先ほど御説明しました推計の入浴者数を採用しております。

改定案①は、大人料金は590円、値上げ率は3.51％です。

改定案②は、大人料金は600円、値上げ率は5.26％です。

中人及び小人料金は、入浴者数の推計のとおり、経営改善に大きく寄与する可能性は低く、また、全国的にもすでに高い統制額であり、他の都道府県とのバランスを考えても、据え置きが妥当と考えております。

改定案①②どちらも、負担増から利用者数の減少の可能性はありますが、公衆浴場の経営悪化を改善できます。

最後は、収支均衡させるための改定で、収支均衡させるための改定を行う場合、大人料金は50円の引き上げで620円、中人料金及び小人料金は据え置きとなっております。この場合、１日当たり4,555円の収入増加となり、不足額を賄うことが可能となりますが、大人料金の値上げ率は8.77％となります。

次に、13ページを御覧ください。

こちらは、令和８年６月16日から22日までの１週間、公衆浴場の御協力をいただき、入浴者数の詳細な調査を実施したものです。

15ページにおいて、その内訳をわかりやすくグラフにしております。この結果によりますと、男女別では、男性客が64.2％、女性客は35.8％、国籍別では、日本人が98.8％、また、固定・新規の別では、固定客が70.8％、一見客が29.2％となっております。

続きまして、17ページを御覧ください。

こちらは、県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものとなります。

横浜市港北区に１軒増の記載があります。こちらは、以前廃業された店舗が、新しく建て替えを行い、営業を始めたことによる増となっております。そのため、廃業施設数は全体で７軒ですが、昨年同期と比べると６軒の減となり、令和８年４月１日現在で、県全体の施設数は103件となります。

19ページを御覧ください。

本県における公衆浴場の入浴料金改定の状況と入浴者数の推移を一覧にしたものとなります。

現在の入浴料金は、令和８年３月に、大人を570円、中人は250円に、小人は130円に改定されました。

なお、国では５年ごとに「住宅土地統計調査」を実施しており、その中で自家風呂の有無が調査項目から外され、現在に至っております。そのため、お風呂のない世帯についての最新のデータは平成20年の調査結果の1.0％となっており、現在では、１％を大きく下回っている可能性が高いと考えられます。

続きまして、21ページを御覧ください。

こちらは、県内の公衆浴場の廃業状況でございます。

廃業理由について、１施設で複数の理由を挙げている場合があるため、このページにおいては延べ軒数を表示しています。

上段の表は、令和３年度から令和７年度の過去５年間の理由別の廃業状況でございます。下段の表は、令和７年度の理由別、市別の廃業状況でございます。内容は資料に記載のとおりです。

続きまして、23 ページを御覧ください。

こちらは、全国の公衆浴場入浴料金の一覧表でございます。調査時点で、本県の大人料金は、東京都と大阪府に次いで全国で２番目に高い額となっております。また、中人料金は広島県と並び全国で１番目に、小人料金は全国で２番目に高い料金です。

なお、令和７年度の神奈川県の協議会開催日が令和７年１ひと月 17 日でございますが、その日以降の約１年間で、本県含む 27 都道府県が料金の改定を行っています。

補足になりますが、昨年度の協議会で、「沖縄、宮崎、茨城、山形の４県は、平成 18 年、20 年、10 年、7 年とかなり昔改定したきり、改定しなくて済んでおり、非常に低廉で入れる状況を県民に提供している。是非こういった県の状況も調査していただきたい。」という趣旨の御意見をいただきました。

沖縄県は今年の３月に、宮崎県は４月にそれぞれ料金改定を行っていますので、残り２県の茨城県と山形県についてそれぞれヒアリングを行いました。

山形県は平成７年に最後の店舗が廃業し、現在は県下に０軒とのことです。

茨城県は全県で１軒のみとなっており、個人の経営でなんとかなっているのか、お店からも値上げの声は聞かず、県や市など、行政からの補助は特段ないとのことでした。

最後に、25 ページから 26 ページを御覧ください。

このページは、県と市の公衆浴場の対策事業の内容でございます。内容は資料に記載のとおりです。

資料についての説明は、以上となります。

６　各委員に意見を求める

【張会長】

ただいま、事務局から入浴料金原価計算書及び入浴料金改定（案）等、資料の説明がありましたが、入浴料金の改定について協議してまいりたいと思います。

それでは、営業者代表、利用者代表、学識経験者の委員の方から順次、御意見いただきたいと思います。

まず、営業者代表委員で意見のある方、御発言をお願いします。

【森田委員】

本日はお忙しい中、神奈川県入浴料金協議会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より県内公衆浴場の運営に関しましても、御理解と御支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、私ども公衆浴場を取り巻く経営環境は、燃料費や電気料金、人件費、設備の修繕費

などの上昇により、年々厳しさを増しております。
公衆浴場は、地域の皆様にとっても身近な入浴の場であるとともに、健康づくりや地域交流の場としての大切な役割を担っております。こうした役割を今後も果たしていくためには、施設を維持し、安全で衛生的な入浴環境を守っていくことが必要です。
しかしながら、私どもは、入浴料金を自由に設定することができず、増加する経費を経営努力だけで吸収することにも限界がございます。
このような状況を踏まえ、今回、入浴料金につきましても、大人 600 円、中人 250 円、小人 150 円への改定をお願いしたいと考えております。
利用者の皆様への影響があることと存じますが、今後も地域の公衆浴場を守り、安心して御利用いただける環境を維持するため、何卒御理解を賜りますようお願い申し上げます。
また、料金改定と合わせまして、燃料費等への支援や、老朽化した施設・設備に対する補助の充実につきましても、引き続き御配慮いただければ幸いです。
さらに、災害時における被災者への一時入浴支援など、公衆浴場が地域のために果たせる役割についても、県と組合で協力しながら取り組んでまいりたいと考えております。現在進めております災害協定につきましては、具体的な運用を含め、引き続き協議を進めていければと存じます。
私ども、組合といたしましても、これからも県と連携し、地域の皆様に必要とされる公衆浴場を守っていくため、努力を続けてまいります。
本日の協議会におきまして、私どもの置かれている状況を御理解いただき、前向きな御検討を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【張会長】
続きまして、利用者代表委員で御意見のある方、御発言をお願いします。

【清水委員】
参考までにお聞きしたいのですけれども、廃業したところが、新規にまた建て替えをしてというのは港北区ですか。

【森田委員】
廃業ではなく、休業だと思います。

【清水委員】
では、当初から建て替えということで、そうですか。建て替えとなると大変だと思うのですが、住民からなくなったら困る、というような要望というのはあったのですか。

【森田委員】
かなりありました。

【清水委員】
そういうことなのですね。ありがとうございました。

【張会長】
利用者代表委員、よろしいでしょうか。お願いします。

【中牟田委員】
そちらのご要望ですと、大人が 600 円、そして小人が 150 円ですか。

【森田委員】
130 円から 20 円あがり、150 円です。

【中牟田委員】
620 円にすると、赤字にはならないという計算になりますが、組合さんとしてはこちらの方が良いということですか。

【森田委員】
620 円にしてしまいますと、神奈川県と東京都が隣接している、例えば川崎ですね、大田区に行けば 600 円で川崎が 620 円なら、大田区へ行ってしまうということです。

【中牟田委員】
それはやはり 600 円にしないとならないですね。そういうことがあるのですね。

【張会長】
よろしいでしょうか。次に学識経験者委員で御意見のある方、御発言をお願いいたします。

【嶋村委員】
縷々、御説明をいただいてありがとうございます。
ここのところ、物価高騰がもう如実に現れていて、食品関係から何から全てが値上げせざるを得ない状況になっているという風に感じています。全てはガソリンの値上げというか、状況があまり芳しくないということで、日本からすると、非常に厳しい状況にあると。そういう中で日々努力をしていただいているということは、もう重々承知をしているところであります。料金についても、そういう意味からすると、原価が上がっているので、残念ながら上げざるを得ないというのは、ビジネスとしては、やはり仕様がないことなのかな、という

風に思っています。
その中でも、御努力をされていて、周りを見ながら料金を決めていただいているということについては、敬意を表するところでありまして、御提案・要望されている料金改定については、大人 600 円の、小人 150 円、中人については 250 円の据え置きという御提案があるようでありますが、私としては、それは要望どおりという形で進めていいのではないかなという風に思います。以上です。

【張会長】
ありがとうございます。他の方は、いかがでしょうか。

【原委員】
料金改定には直接関係ないのかもしれないのですけれども、廃業理由の中で、後継者難が非常に多いということで、昭和初期にやられていた方が世代を交代していく中でのことなのですが、累計でみると後継者難、21 ページでは、８軒というところなのですが、その辺もう少し具体的に何か聞いていることがあれば教えていただけないでしょうか。

【森田委員】
今の売り上げですと、例えば、うちの家ですと、今、息子は独立して会社に勤めています。その会社に勤めているほどの月給は出せません。とてもこの売り上げの中では出せないから、親父がもう駄目だったら、そこでやめた方がいいのではないかという話になります。ほとんどの皆さん、それだと思います。

【原委員】
そうですね。近隣の銭湯を見ても、先代の方がやられていても、息子さんの方々が働かれている姿は見たことがない。

【森田委員】
たまにね。金、土で孫を連れて遊び来て、俺ちょっと番台代わってやるよ、なんていっているのは、たまにありますよ。でも、それはもう期待はできないです。もう遊びに来るものだと思っています。

【原委員】
後継者難ですとか、施設の老朽化などは、非常に大きな問題だと思っていまして、先ほども言われたように、東京と隣接している神奈川ですから、近隣と隣合ってるので非常に難しいと思うのですが、経営者の方々の意見というのは尊重しなくてはいけないと、私は感じているところでございます。

【張会長】
ありがとうございます。他の方、いかがでしょうか。

【平野委員】
貴重な御意見、どうもありがとうございました。
先ほど、嶋村委員もおっしゃっていたように、この物価高の中で、組合の皆さんの御要望の金額というのは、妥当なのかなというように私も思ったところです。
１つ参考までに教えていただきたいのですけれども、昨年度の議論の中で、災害協定を結ぶというのは良いことなのだけれども、安田理事長の方から、やっぱりこの災害に耐えられる建物とか設備にするための支援が必要だというような御発言があったことが、すごく印象的で深く覚えていて、その辺りの耐震化の実態みたいなこととか、その辺りの御不安だったりという声が聞かれているようであれば、教えてください。

【森田委員】
我々の自助努力で、耐震構造を補強しましょうか、直しましょうか、というのは不可能です。それはまた別枠で、県の方で補助金制度等を作っていただければ、御協力ができるのですが。

【平野委員】
その辺も、これからの課題として捉えていかなければならないということですね。ありがとうございました。

【張会長】
ありがとうございます。他の方、お願いします。

【木佐木委員】
まず、事務局の生活衛生課の方に伺いたいのですけど、昨年、一昨年とこの会議に参加させていただいて、県の運営に対する補助がないと、値上げが止められないっていうことになるのではないかということで、検討を求めていました。
今日配られた資料の 19 ページを見ると、１番上の昭和 48 年・49 年に、大人と中人の５円の助成というものがあると思います。過去には、公的な資金によって、直接的料金差額の補填や助成を実施したということが、事実として、ここにあるのだと思いますし、当時 55 円の大人料金、今 570 円ですから、ちょうど 10 倍ですよね。当時と同じ物価の倍率、５円を 10 倍して 50 円の助成をすれば、ちょうど赤字を埋めることができる 620 円になりますよね。当時こういったことがやれていたのに、逆に言うとやれない理由はないわけですよね。過去に実際やっているわけですから。
昨年、一昨年とお願いをしていた、こういった県として運営費を助成するということの具

体的な協議、昨年は課題として認識をしていますというような趣旨のお話をここでしていただいたと思いますが、その課題意識を具体的に運営費の制度として、実現しようというような協議、あるいは検討が、庁内で行われたのか、お伺いしたいと思うのですが。

【宮崎生活衛生課長】
木佐木委員からは、一昨年、昨年と、運営費の補助について御発言いただいたということで、昨年、私の方から、課題として認識していますとお答えをさせていただきました。
昨年もお答えしているのですけれども、補助につきましては、まずハードの補助というのが現状ありますので、そちらをきちんと確保するということを優先的に考えております。
これも組合の要望でもありましたけれども、やはりこのハードの補助というものは執行率も非常に高い状況がございますので、これをきっちり確保していくというところを優先的に、検討を進めてまいりました。
ソフトの補助についても、やはり課題として受け止めておりますので、継続的に検討はしているところなのですけれども、ソフトの補助を創設することによって、ハードの現状ある補助が、例えば減ってしまうという形になると、本末転倒になってしまいますので、そうした観点から、優先的に今あるものをきっちり確保するという観点で、検討をさせていただいたというところでございます。
新たな補助制度というのは、ハードルが高いというところはあるのですけれども、やはり課題として認識してございますので、継続してソフトの補助についても、検討してまいりたいと、そのように考えております。

【木佐木委員】
昨日、ちょうど予算要望書を私たちも知事に直接お渡ししたので、その際には、明日この会議があり、値上げがどうしても続いているので、県としてもちゃんと補助を考えてくれということは、私からも直接お願いはしたところではあるのですけど、知事はなかなかあまり状況を理解していないのではないか、という気もしたので、ぜひ担当側からも。特に、この48 年 49 年の、多分オイルショックの時期だと思うのですね、まさに今と同じような時期ですよね。
今のこの時期を乗り越えないと、バタバタバタっと倒産してしまうと、本当にいざという時に頼りたい災害協定を結んでいる銭湯がなくなって、どうしようもないという話になりかねないので、この時どういう着地をしたのか。
３年、２年ですかね。ここだと 50 年には助成打ち切りにしているので、２年やったのか３年やったのか、資料からわかりませんけども、この困難な状況を乗り切るというところで、ちょうど始めていくとか、やはり今乗り切らないと、来年も再来年もありませんから。そういったことで、ちょうど今、予算編成の時期でもありますから、ぜひ来年度予算に向けてチャレンジしていただきたいなという風に思っています。
これは意見になりますけど、このままいくと、もう銭湯を維持していくためには、この物

価統制の趣旨をも放棄して、自由競争で自由に値段上げて、経営成り立つようにしてくれというか、あるいは物価統制の趣旨、公衆衛生を維持していくということも踏まえて、公的な支援を、物価統制を強いているのは行政ですから、その行政が、成り立たせるために補助していくかの２択だと思うのです。

憲法的な意味からも、あるいは公衆衛生の維持という大事な観点からも、最初の選択肢というのはどうしても選びようがないと思うのです。物価統制、利用者が利用できる料金でなければならない、それもやはりお風呂がない方や生活に困窮されている方も使える、あの浴場が必要だということで物価統制があるのだと思いますから、その趣旨からすれば、この状況で手立てを打つのは、１つ、行政が運営費の補助をしていくということになると思います。

昨年の状況では、確か 9,000 万円ぐらいの年間の補助が、赤字を埋めるのに必要ではないかと、拙い計算でお話したと思うのですが、おそらく１億円を超えるような金額に、今年はなるかもしれませんけど、未病関連の予算、あるいはその県全体の政策的な経費が確か 5,000 億ぐらいあったかなと思いますけども、そういったものからなんとか１億円新たに捻出していただいて、こういったことをぜひやるということを、検討の次の段階に進むことを強く要望して、私からの意見を終わります。

【張会長】

ひととおり御意見を伺いましたので、意見の取りまとめをしたいと思います。

７　意見とりまとめ

【張会長】

委員の皆様の御意見の大勢が、料金改定となっているようですので、もし異論がなければ、本協議会の意見としては、組合要望の大人料金は 30 円引き上げて 600 円、中人料金は据え置き、小人料金は 20 円の引き上げで 150 円にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

異議なし。

【張会長】

ありがとうございます。

８　議題（２）その他

【張会長】

次の議題は、議題（２）その他でございますが、事務局から何かありますでしょうか。

【宮崎生活衛生課長】

事務局からは特にありません。

【張会長】
ありがとうございます。事務局からは特にないとのことですが、その他の方からはいかがでしょうか。

【委員一同】
ありません。

【張会長】
皆様から特に御質問、発言などがなければ、議題（２）もこれで終了とさせていただきます。

９　閉会

【張会長】
そろそろお時間が参りましたようでございます。
本日は、御熱心に御協議いただきまして、ありがとうございました。これにて令和８年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を終了としまして、事務局に進行をお返ししたいと思います。

【宮崎生活衛生課長】
張会長、円滑な議事の進行、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、ご議論いただきまして、誠にありがとうございました。
いただきました御意見に基づきまして、事務局で手続きを進めさせていただきます。
新しく就任された委員の方もいらっしゃいますので、最後にお伝えしたいと思います。神奈川県知事により最終的に改定額が承認された場合、神奈川県広報にて告示を行います。それまでは、本協議会の資料の取扱い及び協議された内容につきましては、他言なさらないよう十分御留意いただければと思います。
それでは、これをもちまして本日の神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会は閉会とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。